

協定項目	16	協議項目	広域連合、一部事務組合等の取扱い	関係項目	一部事務組合、広域連合、 共同設置機構、土地開発公社	檜山北部3町合併協議会資料
------	----	------	------------------	------	-------------------------------	---------------

種別	名称	事務所所在地	構成市町村	設立年月日	共同処理事務等の内容
一部事務組合	檜山広域行政組合	江差町	檜山管内10町	昭和49年4月1日	消防、広域市町村圏計画、振興整備に伴う連絡調整、ふるさと市町村基金、檜山青年の家設置・管理運営に関する事務
	北部檜山衛生センター組合	北檜山町	大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町	昭和43年4月11日	し尿処理、ごみ処理、し尿浄化槽清掃業務に関する事務
	狩場葬斎組合	北檜山町	瀬棚町、北檜山町	昭和57年4月23日	火葬に関する事務
広域連合	檜山北部広域連合	今金町	大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町	平成14年10月15日	介護保険被保険者の資格管理、介護保険要介護認定及び要支援認定、介護保険保険給付、介護保険事業計画策定、介護保険料の賦課及び徴収に関する事務
共同設置機構	檜山管内公平委員会 (檜山広域行政組合取扱い)	江差町	檜山管内10町他5団体	平成14年4月1日	公平委員会に関する事務
	檜山北部4町介護認定審査会 (檜山北部広域連合取扱い)	今金町	大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町	平成11年7月1日	介護認定審査会に関する事務

種別	名称	管理者	基本財産	役員	設立年月日	業務範囲
土地開発公社	北檜山町土地開発公社	北檜山町長	1,000万円	9名	昭和48年4月5日	土地の取得、造成、管理処分に関する業務

## 合併に伴う広域連合、一部事務組合等の取扱方法

### ●広域連合、一部事務組合

広域連合や一部事務組合を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

### ●合併による取扱い事例

#### (1) 構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合

新設合併の場合又は組合等を構成する市町村が編入される場合は、構成市町村の法人格が消滅するので、組合等の脱退の手続きが必要となります。

この場合、組合等で処理していた事務を新市町村又は別の組合等で処理する場合には、元の組合等に対しては脱退の手続きのみで終了しますが、引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市町村の加入の手続きが必要となります。一方、構成市町村が構成外の市町村を編入する場合は、構成市町村の法人格が消滅しないので、脱退及び加入の手続きは不要です。

ただし、いずれにせよ、引き続き組合等で処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間で協議を要します。場合によっては、新市町村のうち従前の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられます。なお、構成市町村間の経費負担の方法等も十分協議する必要があります。

また、これに併せて構成市町村、処理区域、経費支弁の方法等の変更に伴う規約の変更が必要です。

さらに、構成市町村の数の増減、組合等の規約の変更等には都道府県知事の許可を要する（地方自治法第 286 条第 1 項、第 291 条の 3）ことと、これらに係る構成市町村の協議には、当該構成市町村の議会の議決を要する（同法 290 条、第 291 条の 11）ことに留意する必要があります。

構成市町村の数の増減については、規約にその構成市町村名等が明記されている場合には規約の変更により数の増減が明らかになることから、実際には規約の変更一本化して行えるケースがほとんどです。

また、財産処分については、新しい組合等に引き継ぐときにはその旨の協定を構成市町村の議決を経て締結し、引き継がないときには財産処分の議決を経る必要があります。

#### (2) 構成市町村間で合併する場合

合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、当該組合等は構成市町村とともに消滅することとなり、当該組合等有する財産等は、通常、新市町村にそのまま引き継がれることとなります。また、この組合等の財産又は負債が多額の場合には、新市町村の財政計画に大きな影響を及ぼすことがあります。

合併関係市町村が構成市町村の一部である場合、新設合併のときは、構成市町村の脱退及び通常は新市町村の加入の手続き、編入合併のときは、消滅する構成市町村の脱退の手続きが必要です。

規約の変更、都道府県知事の許可、構成市町村の議会の議決については（1）の場合に準じます。

### ●合併特例法における特例

新設合併又は構成市町村が編入される場合に、合併しない構成市町村が一つとなるときは、例え脱退、加入の手続きにより引き続き組合等が機能するにしても、脱退時点で複数市町村の事務の共同処理という構成が失われることから、法律上は組合等が消滅することとなります。この場合、組合等の財産、職員等に法律上支障が生ずることとなるので、合併特例法第9条の2においては、構成市町村全ての協議により、都道府県知事等の許可を得て法的に引き続き組合等として存続できるとされています。

### ●共同設置機構及び事務委託

合併関係市町村間だけで機関等の共同設置又は事務の委託等を行っているときは、当該市町村の消滅により当然に委託等が終了し、合併前に委託等をされていた事務は、新市町村又は編入する市町村がその市町村の事務として処理を開始することとなります。

合併関係市町村が他の地方公共団体に委託等をしているときは、新市町村として当該事務を他の地方公共団体に委託等を行うのか、又は、他の方法で当該事務を処理するのかどうか決定する必要があります。

同様に、合併で消滅する合併関係市町村が他の地方公共団体から事務の委託を受けていたときは、新市町村として再び他の地方公共団体から委託等を受けるか、又は、他の方法で当該事務を処理するのかどうか決定する必要があります。

## 関 係 法 令

### 一部事務組合

#### ■地方自治法

(組合の種類及び設置)

第 284 条 地方公共団体の組合員は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第 6 項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

第 3 項～第 6 項 略

(組織、事務及び規約の変更)

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第 1 項ただし書及び第 2 項 略

(解散)

第 288 条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第 284 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第 289 条 第 286 条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

### 広域連合

#### ■地方自治法

(組合の種類及び設置)

第 284 条 地方公共団体の組合員は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第 6 項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

共同設置機構	<p>第4項～第6項 略  (組織、事務及び規約の変更)  第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。</p> <p>第2項～第8項 略  (解散)  第291条の10 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第2項～第4項 略  (一部事務組合に関する規定の準用)  第291条の13 第287条の3及び第289条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第286条又は前条」とあるのは、「第291条の3第1項、第3項若しくは第4項又は第291条の10第1項」と読み替えるものとする。</p>
	<p>■地方自治法  (機関等の共同設置)  第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。</p> <p>第3項 略</p>

土地開発公社

■公有地の拡大の推進に関する法律

(設置)

第 10 条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るため必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

(出資)

第 13 条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

2 土地開発公社の設立者である地方公共団体（以下「設立団体」という。）は、土地開発公社の基本財産の額の 2 分の 1 以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

(解散)

第 22 条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第 10 条第 2 項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の許可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

一部事務組合  
広域連合

■市町村の合併の特例に関する法律（改正法）

(一部事務組合等に関する特例)

第 9 条の 2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうちに[地方自治法第 284 条第 2 項](#)又は[第 3 項](#)の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項及び次条第 4 項第 1 号において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第 286 条第 1 項本文又は第 291 条の 3 第 1 項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 [地方自治法第 290 条](#)又は[第 291 条の 3 第 2 項](#)、[第 5 項](#)及び[第 6 項](#)並びに第 291 条の 11 並びに[第 293 条第 1 項](#)の規定は、前項の場合について準用する。

一部事務組合  
広域連合

■市町村の合併の特例に関する法律（改正法）

第9条の3 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。）の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日（当該市町村の合併の日から起算して6月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該6月を経過する日）までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

2～6 略

第9条の4 合併関係市町村の長は、地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（次項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第7条第1項又は第3項の規定による申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

## 先 進 事 例（調整の内容）

### ■さいたま市（埼玉県／平成13年5月1日 新設合併）

埼玉県浦和競馬組合及び埼玉県都市競艇組合は、新市において現行どおり組合に加入する。

### ■西東京市（東京都／平成13年1月21日 新設合併）

一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。  
協議会については、2市は合併の前日をもって当該協会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

### ■篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設合併）

4町は合併の日の前日をもって、広域行政事務組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引継ぐ。  
一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

### ■あきる野市（東京都／平成7年9月1日 新設合併）

一部事務組合等については、2市町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。  
協議会等については、2市町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。

### ■さぬき市（香川県／平成14年4月1日 新設合併）

大川地区広域行政振興整理事務組合、大川町外4ヶ町県行造林組合、長尾町外2ヶ町組合、白鳥町外4ヶ町組合、香川県東部清掃施設組合、三木・長尾葬斎組合、香川県消防補償等組合及び香川県市町村職員共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。

■山口市（岐阜県／平成15年4月1日 新設合併）

3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。  
その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。  
岐阜県地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。  
山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。

■あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設合併）

一部事務組合については、5か町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。  
事務の委託については、5か町村は合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の規約内容により締結する。但し、委託事務の処理に隙間が生じる場合は、その期間、新町において公平委員会設置条例を制定する。

■静岡市（静岡県／平成15年4月1日 新設合併）

静岡中央卸市場組合については解散し、その事務を新市に引き継ぐとともに、その他の事務の共同処理については、両市は合併の日の前日をもって協議会等から脱退し、合併の日に加入する方向で調整する。  
両市の財産区は、現行のとおりとする。

## 調整の内容（例示）

協議事項	広域連合、一部事務組合等の取扱い	関係項目	一部事務組合、広域連合、共同設置機構、土地開発公社
<p>(1) 檜山北部4町で構成する檜山北部広域連合については、合併の日の前日をもって当該広域連合を解散し、介護保険事業は新町において取り扱うものとする。</p> <p>檜山北部広域連合内に設置されている共同設置機構の檜山北部4町介護認定審査会については、合併の日の前日をもって当該共同設置機構を解散し、新町において新たに設置する。</p> <p>(2) 檜山北部4町で構成する北部檜山衛生センター組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>(3) 瀬棚町及び北檜山町で組織する狩場葬斎組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 檜山管内10町で構成する檜山広域行政組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>(5) 檜山広域行政組合内に設置されている共同設置機構の公平委員会については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該共同設置機構に加入する。</p> <p>(6) 土地開発公社は、出資金を新町に移行し統合する。</p>			